

岩手県告示第182号

平泉世界遺産ガイドンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）第8条第2項の規定により、岩手県立平泉世界遺産ガイドンスセンターの利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 利用料金

区 分	個 人	20人以上の団体	
学生	140円	1 人につき	70円
一般	320円	1 人につき	140円

備考 幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に係る利用料金は、無料とする。

2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日